

秋田県看護職員修学資金制度についてのQ & A

Q 1 貸与申請にあたって、所得制限はありますか？

A) 所得制限は設けていません。ただし、予算の範囲内での貸与となっていますので、申請者数が予算の範囲を超える場合は、申請者世帯の家族構成、収入などを考慮のうえ選考します。

Q 2 入学してすぐに貸与を受けられますか？

A) 貸与申請受付から決定・契約の手続きに時間を要しますので、7月頃からの貸与となります。なお、手続き終了後、4月から7月分を一括で振り込み、それ以降は月ごとに振り込みます。

Q 3 何年間貸与を受けられますか？

A) 在学する学校の通常の修業年数を限度に貸与します。例えば、4年制大学の場合、1年次に貸与が決定した方は、最長で4年間貸与を受けられます。(単位未修了等により5年以上在学した場合でも、あくまで4年間の貸与となります。)

Q 4 どんな場合に返還しなければならないのですか？

A) 養成施設卒業後、県条例で定める返還免除対象施設に就業しなかった場合、学校を退学した場合、免許を取得できなかった場合などです。返還免除対象施設に就業した場合でも、県条例で定める免除要件期間に満たない期間で退職し、返還免除対象外施設に就業した場合は返還となります。

Q 5 進学した場合はどうなりますか？ 返還しなければならないのですか？

A) 養成施設卒業後、更に進学した場合は直ちに返還する必要はありません。返還猶予の手続きをした上で進学した学校を卒業後、返還免除対象施設に県条例で定める免除要件期間就業した場合は免除となり、返還免除対象外施設に就業した場合は返還となります。

Q 6 返還する場合は、どのようにして返還するのですか？

A) 県から送付される「納入通知書」により、銀行など金融機関の窓口で納付することになります。返還方法は、毎月払い、半年払い、一括払いから選択することになります。

※ その他詳細は、秋田県医療人材対策室（018-860-1410）にお問い合わせください

秋田県看護職員修学資金制度についてのQ & A

Q 7 返還免除対象施設はどのように変わったのですか？

A) これまでは返還免除対象外施設だった 200 床以上の病院（13 施設）が追加となりました。ただし、これまで同様、地方独立行政法人秋田県立病院機構の県立リハビリテーション病院、県立循環器・脳脊髄センター、地方独立行政法人秋田県立療育機構秋田県立医療療育センターは返還免除対象外施設となります。

*これまでの返還免除対象施設（病院）

200 床未満の病院、精神病床が 8 割以上を占める病院（200 床以上の病院含む）、老人病院（200 床以上の病院含む）、国立病院機構あきた病院（200 床以上）

（病院名等の詳細は返還免除対象病院等一覧をご覧ください）

Q 8 返還免除要件の期間は変わりますか？

A) 今回追加になった 200 床以上の病院（13 施設）の返還免除要件期間は 7 年間になります。これまでの返還免除対象施設についてはこれまで同様、返還免除要件期間は 5 年間です。なお、病床数については、変動があるため、令和 7 年 4 月 1 日時点の病床数で判断します。

Q 9 卒業し免許取得後、すぐに訪問看護ステーションに就職したいのですが、条件はありますか？

A) これまでは、訪問看護ステーションで就業する場合は、3 年間の実務経験が必要だったため、卒業後すぐには就業できませんでした。現在は、その条件がなくなっていますので卒業後すぐに訪問看護ステーションで就業できます。

Q 10 卒業後、200 床未満の病院に就職しましたが、免除要件の 5 年に満たない期間に 200 床以上の病院に転職しました。その場合の免除要件の期間はどのようになりますか。

A) 200 床以上の病院での就業になるので、免除要件期間は 7 年間へ変更となります。

Q 11 卒業後、200 床以上の病院に就職しましたが、7 年に満たない期間に 200 床未満の病院に転職しました。その場合は、免除要件期間は 5 年間になりますか。

A) 200 床以上の病院に就業しているため、200 床未満へ転職しても免除要件期間は 7 年間から変更しません。

Q 12 助産師として就業する場合は 200 床以上の病院でも免除要件期間は 5 年間でしたが、今後は 7 年間になりますか。

A) 助産師として就業する場合は、これまで同様、200 床以上の病院でも 5 年間になります。

※ その他詳細は、秋田県医療人材対策室（018-860-1410）にお問い合わせください